（事故故障等の報告）

第二十二条の十七　法第六十二条の三の規定により、第二種廃棄物埋設事業者（旧廃棄事業者等を含む。次条及び第二十七条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

［一・二　略］

三　廃棄物埋設施設の故障により、限定された区域からの核燃料物質等の漏出を防止する機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは廃棄物埋設施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、第二種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。

［四～十一　略］

別記様式第１（第４条関係）

廃棄物埋設確認申請書（廃棄物埋設施設用）

［略］

注　廃棄物埋設施設の名称、構造及び設備その他の概要を明らかにする事項を記載し、廃棄物埋設地にあつては、埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量を併記すること。

備考　［略］

別記様式第２（第７条関係）

廃棄物埋設確認申請書（廃棄体用）

［略］

［略］

整理番号（注１）	放射性廃棄物の発生場所（注２）	放射性廃棄物の種類（注２）	容器に封入し、又は容器に固型化した方法（注２）
整理番号（注１）	重　量	廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量（注３）	廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能濃度（注４）
整理番号（注１）	表面の放射性物質の密度（注５）		耐荷重強度（注２）
整理番号（注１）	廃棄体の健全性及び廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の有無（注２）		
整理番号（注１）	想定される最大の高さからの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量又は漏えい率（注２）		

（事故故障等の報告）

第二十二条の十七　［同上］

［一・二　同上］

三　廃棄物埋設施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは廃棄物埋設施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、第二種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。

［四～十一　同上］

別記様式第１（第４条関係）

廃棄物埋設確認申請書（廃棄物埋設施設用）

［同上］

注　廃棄物埋設施設の名称、構造及び設備その他の概要を明らかにする事項を記載し、廃棄物埋設地にあつては、埋設を行う放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量を併記すること。

備考　［同上］

別記様式第２（第７条関係）

廃棄物埋設確認申請書（廃棄体用）

［同上］

［同上］

放射性廃棄物の発生場所、種類及び容器に封入し、又は容器に固型化した方法（注１）	整理番号（注２）	放射性廃棄物の発生場所	放射性廃棄物の種類	容器に封入し、又は容器に固型化した方法
廃棄体の重量、廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量及び放射能濃度	整理番号（注２）	重　量（注３）	廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量（注４）	廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能濃度（注５）
廃棄体の表面の放射性物質の密度及び廃棄体の耐荷重強度	整理番号（注２）	表面の放射性物質の密度（注６）		耐荷重強度